

令和7年12月22日会議提出議案一覧

- 議案第57号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第58号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 鳥羽市分課組織条例の一部改正について
- 議案第65号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第66号 鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について

令和7年12月22日会議提出議案概要

- 議案第57号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）
議案第58号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第59号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第3号）
議案第61号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第62号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第63号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）
(別紙の補正予算の概要を参照)

- 議案第64号 鳥羽市分課組織条例の一部改正について

(総務課)

効率的な業務執行を図り、施策を着実に推進する体制を整備するため、組織を見直したく、所要の改正を行う。

<内容>

課名及び分掌する事務を変更する。

改正前	改正後
企画財政課	地域創生課 財政課 政策秘書課

そのほか、下記の条例においても、合わせて整理を行う。

- ・鳥羽市総合計画審議会条例
- ・鳥羽市行政改革推進委員会条例
- ・鳥羽市産業振興審議会条例
- ・鳥羽市国土利用計画審議会条例

◆施行期日 令和8年4月1日

- 議案第65号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

(総務課)

人事院勧告に基づき、本市職員の給料、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げるため、所要の改正を行う。

<内容>

○初任給調整手当の月額を改定（支給対象者：診療所医師）

改正前 416,600円 → 改正後 417,600円

○宿日直手当の額を改定

改正前 1回 4,400 円 → 改正後 1回 4,700 円

○初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も対象とした行政職給料表及び医療職給料表を引上げ改定（平均改定率：3.00%）

※参考 初任給の引上げ額

高校卒 12,300 円 (188,000 円 → 200,300 円)

短大卒 12,100 円 (204,400 円 → 216,500 円)

大学卒 12,000 円 (220,000 円 → 232,000 円)

○期末手当及び勤勉手当の支給率を引上げ改定

改正前 年間 4.60 月分 → 改正後 年間 4.65 月分

【第1条】

令和7年度12月期の期末手当支給率について、0.025月分、勤勉手当支給率について、0.025月分を引き上げる。

【第2条】

令和8年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化する。

～期末手当及び勤勉手当の改定状況～

●定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	改 正 前			改 正 後					
				令和7年度（第1条）			令和8年度以降（第2条）		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	1. 250	1. 050	2. 30	1. 250	1. 050	2. 30	1. 2625	1. 0625	2. 325
特定幹部職員	1. 050	1. 250	2. 30	1. 050	1. 250	2. 30	1. 0625	1. 2625	2. 325
12月支給分	1. 250	1. 050	2. 30	1. 275	1. 075	2. 35	1. 2625	1. 0625	2. 325
特定幹部職員	1. 050	1. 250	2. 30	1. 075	1. 275	2. 35	1. 0625	1. 2625	2. 325
参考（計）	2. 50	2. 10	4. 60	2. 525	2. 125	4. 65	2. 525	2. 125	4. 65
特定幹部職員	2. 10	2. 50	4. 60	2. 125	2. 525	4. 65	2. 125	2. 525	4. 65

●定年前再任用短時間勤務職員

	改 正 前			改 正 後					
				令和7年度(第1条)			令和8年度以降(第2条)		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	0. 70	0. 50	1. 20	0. 70	0. 50	1. 20	0. 7125	0. 5125	1. 225
特定幹部職員	0. 60	0. 60	1. 20	0. 60	0. 60	1. 20	0. 6125	0. 6125	1. 225
12月支給分	0. 70	0. 50	1. 20	0. 725	0. 525	1. 25	0. 7125	0. 5125	1. 225
特定幹部職員	0. 60	0. 60	1. 20	0. 625	0. 625	1. 25	0. 6125	0. 6125	1. 225
参考(計)	1. 40	1. 00	2. 40	1. 425	1. 025	2. 45	1. 425	1. 025	2. 45
特定幹部職員	1. 20	1. 20	2. 40	1. 225	1. 225	2. 45	1. 225	1. 225	2. 45

◆施行期日 公布の日

第1条については、公布の日から施行

給料表、初任給調整手当及び宿日直手当 … 令和7年4月1日から適用

期末手当及び勤勉手当 … 令和7年12月1日から適用

第2条については、令和8年4月1日から施行

議案第66号 鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について

(総務課)

人事院勧告に基づき、本市職員の通勤手当を見直したく、所要の改正を行う。

<主な内容>

○使用距離に応じて引上げ改定

※これまでの使用距離(片道)区分に応じた改定

10km以上15km未満	7,100円	→	7,300円
15km以上20km未満	10,000円	→	10,400円
20km以上25km未満	12,900円	→	13,500円
25km以上30km未満	15,800円	→	16,600円
30km以上35km未満	18,700円	→	19,700円
35km以上40km未満	21,600円	→	22,800円
40km以上45km未満	24,400円	→	25,900円
45km以上50km未満	26,200円	→	29,100円
50km以上55km未満	28,000円	→	32,300円
55km以上60km未満	29,800円	→	35,500円

※100 km以上を上限とした使用距離（片道）区分を新設

60 km以上 65 km未満	38,700 円
65 km以上 70 km未満	42,200 円
70 km以上 75 km未満	45,700 円
75 km以上 80 km未満	49,200 円
80 km以上 85 km未満	52,700 円
85 km以上 90 km未満	56,200 円
90 km以上 95 km未満	59,600 円
95 km以上 100 km未満	63,000 円
100 km以上	66,400 円

○駐車場等の利用に対する通勤手当の新設

1か月当たり 5,000 円を上限

そのほか、下記の条例においても、合わせて整理を行う。

- ・鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

◆施行期日 公布の日

これまでの使用距離区分に応じた改定 … 令和7年4月1日から適用

100 km以上を上限とした使用距離区分の新設、駐車場等の利用に対する手当の新設 … 令和8年4月1日から施行